

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 24 年度

条 例 名		神奈川県留置施設視察委員会条例	
条 例 番 号	平成 19 年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 15 編第 2 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	警察本部総務部留置管理課		
条 例 の 概 要	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 6 項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	委員会は、法第 20 条第 1 項の規定により警察本部に設置するものとされ、法第 21 条第 6 項の規定に基づき委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	委員会による留置施設の視察は、留置施設の運営状況の透明化を確保し、被留置者の処遇の向上を図る上で有効に機能している。	○活動状況 ・委員 8 人（2 人 1 組で 28 署視察） ・会議 3 回（6 月、11 月、翌年 2 月頃開催） ・視察 4 回（1 回 2 署を 3 回、1 署のみ 1 回）
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	委員会の委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者から選任された 8 人で構成されており、必要最低限の人数で年 3 回の会議を開催し、効率的な運営が行われている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	委員会による視察により留置施設の運営状況の透明性を高め、被留置者の処遇の向上が図られており、「かながわグランドデザイン基本構想」に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	法第 21 条第 6 項の規定に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めているものであり、憲法及び法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無	有 無